

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月12日	Ⅲリスク対策 【(1) 住民基本台帳ファイル】 2-特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	職員(臨時・非常勤職員を含む。)へ初任時及び一定期間毎にセキュリティ対策研修を行い、不正情報入手を抑止している。	職員(会計年度任用職員を含む。)へ初任時及び一定期間毎にセキュリティ対策研修を行い、不正情報入手を抑止している。	事後	再実施
令和3年3月12日	Ⅲリスク対策 【(1) 住民基本台帳ファイル】 3-リスク2 具体的な管理方法	既存住基システムを利用する必要がある職員(臨時・非常勤職員を含む。)及び、個人番号の照会等を可能とする職員を限定している。また、個人ごとにユーザIDを割り当て、システム使用時にはユーザIDと生体認証(指紋)による二要素認証を行っている。	既存住基システムを利用する必要がある職員(会計年度任用職員を含む。)及び、個人番号の照会等を可能とする職員を限定している。また、個人ごとにユーザIDを割り当て、システム使用時にはユーザIDと生体認証(指紋)による二要素認証を行っている。	事後	再実施
令和3年3月12日	Ⅲリスク対策 【(1) 住民基本台帳ファイル】 3-リスク2 その他の措置の内容	職員(臨時・非常勤職員含む。)へのセキュリティ対策研修にて、以下の事項を周知・指導し、不正な使用を抑止している。 ・ 端末から長時間はなれる際はログアウトすること ・ 自身がログインした状態で他の職員にシステムを使用させないこと	職員(会計年度任用職員を含む。)へのセキュリティ対策研修にて、以下の事項を周知・指導し、不正な使用を抑止している。 ・ 端末から長時間はなれる際はログアウトすること ・ 自身がログインした状態で他の職員にシステムを使用させないこと	事後	再実施
令和3年3月12日	Ⅲリスク対策 【(1) 住民基本台帳ファイル】 3-特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	1 職員(臨時・非常勤職員を含む。)が事務の目的外で使用するリスクに対する措置 ・ システムの操作履歴を記録する。 ・ 操作職員へ目的外使用の禁止等について指導する。 ・ 操作職員へヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。	1 職員(会計年度任用職員を含む。)が事務の目的外で使用するリスクに対する措置 ・ システムの操作履歴を記録する。 ・ 操作職員へ目的外使用の禁止等について指導する。 ・ 操作職員へヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 3 その他・画面のハードコピーの余白に「※本文書を廃棄する場合は裁断または焼却する事」と印字する。 ・ 届書等は、施錠のできる保管庫にて保存期限まで保管をする。 ・ これらの書類については、一定の期間保管後職員持ち込みにより焼却処理を行っている。	事後	再実施
令和3年3月12日	Ⅲリスク対策 【(1) 住民基本台帳ファイル】 6-リスク1 リスクに対する措置の内容	3 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 ・ 情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・ 中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻及び操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能をいう。 (※2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者及び照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したものをいう。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証	3 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 ・ 情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・ 中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻及び操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能をいう。 (※2) 番号法別表第2及び第19条に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者及び照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したものをいう。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証	事後	再実施
令和3年3月12日	Ⅲリスク対策 【(1) 住民基本台帳ファイル】 9-従業員に対する教育・啓発 (具体的な方法)	住民基本台帳事務に従事する職員(非常勤職員・臨時職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識を習得するための研修を実施するとともに、その記録を残している。	住民基本台帳事務に従事する職員(会計年度任用職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識を習得するための研修を実施するとともに、その記録を残している。	事後	再実施

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月12日	III リスク対策 【(2) 本人確認情報ファイル】 9-従業員に対する教育・啓発 (具体的な方法)	住基ネット関係職員(非常勤職員・臨時職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に必要な知識を習得するための研修を実施するとともに、その記録を残している。	住基ネット関係職員(会計年度任用職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に必要な知識を習得するための研修を実施するとともに、その記録を残している。	事後	再実施
令和3年3月12日	III リスク対策 【(3) 送付先情報ファイル】 2-リスクに対する措置の内容	2 必要な情報以外を入手することを防止するための措置 ・平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-7 本人確認情報の通知及び記録)等により市町村CSにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。 ・正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上(氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ)の指定を必須とする。	2 必要な情報以外を入手することを防止するための措置 ・市町村CSにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。 ・正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上(氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ)の指定を必須とする。	事後	再実施
令和3年3月12日	III リスク対策 【(3) 送付先情報ファイル】 5-特定個人情報の提供・移転に関するルール (ルールの内容及びルール遵守の確認方法)	省令第35条(通知カード・個人番号カード関連事務の委任)及び同令第36条通知カード・個人番号カードの関連事務に係る通知)に基づき、提供先は機構のみ。機構の保有する個人番号カード管理システムと市町村CSの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上で担保される。	省令第35条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任)及び同令第36条(個人番号通知・個人番号カードの関連事務に係る通知)に基づき、提供先は機構のみ。機構の保有する個人番号カード管理システムと市町村CSの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上で担保される。	事後	再実施
令和3年3月12日	III リスク対策 【(3) 送付先情報ファイル】 9-従業員に対する教育・啓発 (具体的な方法)	住基ネット関係職員(非常勤職員、臨時職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に必要な知識を習得するための研修を実施するとともに、その記録を残している。	住基ネット関係職員(会計年度任用職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に必要な知識を習得するための研修を実施するとともに、その記録を残している。	事後	再実施
令和3年9月1日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(番号法の一部改正)
令和3年9月1日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ①部署	生活環境部市民課	市民福祉部市民課	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(機構改革に伴う部名変更)
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(1) 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	生活環境部市民課	市民福祉部市民課	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(機構改革に伴う部名変更)
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(1) 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体-使用部署	生活環境部市民課	市民福祉部市民課	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(機構改革に伴う部名変更)
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(1) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1 ①法令上の根拠 (別紙1)提供先1~5.9の「法令上の根拠」	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(番号法の一部改正)
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(1) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先2	別府市教育部 スポーツ健康課	別府市教育部 学校教育課	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(機構改革に伴う部名変更)

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(1) 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先1 (別紙2) 移転先3、11、15、25	健康づくり推進課	健康推進課	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(機構改革に伴う部名変更)
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(1) 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先1 (別紙2) 移転先7、20、21、22	建築指導課	施設整備課	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(機構改革に伴う部名変更)
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(1) 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先1 (別紙2) 移転先14	高齢者福祉課	介護保険課	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(機構改革に伴う部名変更)
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(2) 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	生活環境部市民課	市民福祉部市民課	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(機構改革に伴う部名変更)
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(2) 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体-使用部署	生活環境部市民課	市民福祉部市民課	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(機構改革に伴う部名変更)
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(3) 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲-その必要性	番号法第7条(指定及び通知)第2項に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある。 また、本市は、省令第35条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任)に基づき個人番号通知書、交付申請書の用紙及びこれらに関連する印刷物(以下「個人番号通知書等」という。)の作成及び発送並びに個人番号カード及び個人番号カード交付通知書の作成を機構に委任し、同令第36条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務に係る通知)に基づき個人番号通知書等、個人番号カード及び個人番号カード交付通知書を発送するための送付先情報を機構に通知する。	番号法第7条第1項(指定及び通知)及び省令第7条(個人番号の通知)に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者に送付する必要がある。 また、通知カード所持者にとっては、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされている。 機構は、省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき、これらの事務を実施する。	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(番号法の一部改正)
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(3) 2. 基本情報 ④記録される項目-その妥当性	1 個人番号、4情報、その他住民票関係情報 機構に対し、省令第35条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任)に基づき、個人番号通知書及び個人番号カードの作成を委任するため、券面記載事項として番号法第2条第7項及び第7条第1項に規定された項目を記録する必要がある。 2 その他(個人番号通知書等及び個人番号カード交付通知書の送付先情報) 機構に対し、同令第36条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務に係る通知)に基づき個人番号通知書等及び個人番号カード、個人番号カード交付通知書を発送するための送付先情報を通知するため記録する必要がある。	1 個人番号、4情報、その他住民票関係情報 個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。 2 その他(個人番号通知書等及び個人番号カード交付通知書の送付先情報) 機構に対し、省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を機構が行うために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(番号法の一部改正)
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(3) 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	生活環境部市民課	市民福祉部市民課	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(機構改革に伴う部名変更)

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(3) 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体-使用部署	生活環境部市民課	市民福祉部市民課	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(機構改革に伴う部名変更)
令和3年9月1日	IV開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	生活環境部 市民課	市民福祉部 市民課	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(機構改革に伴う部名変更)
令和4年1月24日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱うシステム システム1 ③システムの機能	<住基GWシステム> 1 住基ネット連携機能 住基ネットの本人確認情報の連携機能及び転入通知・戸籍附票通知・転出証明書情報等の市町村間の通知機能 2 在留カード等発行システム連携機能 在留カード等発行システムと連携し、法務省通知情報の取込及び市町村通知情報の作成を行う機能 3 文字同定機能 住基ネットと既存住基システムとの文字同定や在留カード等発行システムとのデータ連携時の文字コード変換機能	<住基GWシステム> 1 住基ネット連携機能 住基ネットの本人確認情報の連携機能及び転入通知・戸籍附票通知・転出証明書情報等の市町村間の通知機能 2 在留カード等発行システム連携機能 在留カード等発行システムと連携し、法務省通知情報の取込及び市町村通知情報の作成を行う機能 3 文字同定機能 住基ネットと既存住基システムとの文字同定や在留カード等発行システムとのデータ連携時の文字コード変換機能 4 利用者証明用電子証明書シリアル番号情報の連携機能 住基ネットからの利用者証明用電子証明書シリアル番号の連携	事前	規則第11条(重要な変更)に当たらない(サーバ追加によるもの、事後で足りるもの、任意に事前に提出)
令和4年1月24日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②他のシステムとの接続	(○) 情報提供ネットワークシステム (○) 庁内連携システム (○) 住民基本台帳ネットワークシステム (○) 宛名システム等 (○) その他(・法務省在留カード等発行システム・番号連携サーバー(団体内統合宛名システム))	(○) 情報提供ネットワークシステム (○) 庁内連携システム (○) 住民基本台帳ネットワークシステム (○) 宛名システム等 (○) その他(・法務省在留カード等発行システム・番号連携サーバー(団体内統合宛名システム)・コンビニ交付証明書発行サーバー)	事前	規則第11条(重要な変更)に当たらない(サーバ追加によるもの、事後で足りるもの、任意に事前に提出)
令和4年1月24日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの名称	なし	コンビニ交付証明書発行サーバー(以下「コンビニ交付サーバー」という。)	事前	規則第11条(重要な変更)に当たらない(サーバ追加によるもの、事後で足りるもの、任意に事前に提出)
令和4年1月24日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱うシステム システム5 ②システムの機能	なし	1 証明書発行機能 民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、戸籍事項証明書、戸籍の附票の写し、課税・非課税証明書、所得証明書の発行を行うための機能 2 データ連携機能 既存住基システム及び税務システムとのデータ受け渡しを行う機能 3 シリアル番号連携機能 住基ネットからのシリアル番号情報を住基GWシステムを経由して受け渡しを行う機能 4 他システム連携機能 証明書自動交付システム(機構:証明書交付センター)と連携を行う機能	事前	規則第11条(重要な変更)に当たらない(サーバ追加によるもの、事後で足りるもの、任意に事前に提出)

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月24日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ③他のシステムとの接続	なし	(○) 既存住民基本台帳システム (○) 宛名システム等 (○) 税務システム (○) その他(証明書自動交付システム)	事前	規則第11条(重要な変更)に当たらない (サーバ追加によるもの、事後で足りるものの任意に事前に提出)
令和4年1月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1) 住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1	既存住基システム・住基GWシステムの保守及び運用	既存住基システム・住基GWシステム・コンビニ交付サーバーの保守及び運用	事前	規則第11条(重要な変更)に当たらない (サーバ追加によるもの、事後で足りるものの任意に事前に提出)
令和4年1月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1) 住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ③委託先	富士通株式会社	富士通Japan株式会社	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない。 (社名変更に伴う変更)
令和4年1月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ③委託先	富士通株式会社	富士通Japan株式会社	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない。 (社名変更に伴う変更)
令和4年1月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 (3) 送付先情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ③委託先	富士通株式会社	富士通Japan株式会社	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない。 (社名変更に伴う変更)
2024年8月13日	I 基本情報 5-②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号及び別表第2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府総務省令第7号。以下「別表第2の主務省令」という。) <p>【別表第2における情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> 第4欄に掲げる「特定個人情報」に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項) <p>【別表第2の主務省令における情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第20条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条の2、第45条、第47条、第48条、第49条、第49条の2、第53条、第54条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3 <p>【別表第2における情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> 無し(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない。) 	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 <p>【第2条の表における情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項 <p>【第2条の表における情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> 無し(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない。) 	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(番号法の一部改正)

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
2024年8月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 5 提供・移転の有無	[O] 提供を行っている (59) 件	[O] 提供を行っている (60) 件	事後	規則第11条 (重要な変更) に当たらない
2024年8月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 5 提供先 1 別紙1 第1欄に掲げる提供先	別紙1のとおり	別紙1のとおり	事後	規則第11条 (重要な変更) に当たらない (番号法の一部改正)
2024年8月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 5 提供先 1 - ①法令上の根拠 別紙1 第2欄に掲げる「法令上の根拠」	別紙1のとおり	別紙1のとおり	事後	規則第11条 (重要な変更) に当たらない (番号法の一部改正)
2024年8月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 5 提供先 1 - ②提供先における用途 別紙1 第3欄に掲げる提供先	別紙1のとおり	別紙1のとおり	事後	規則第11条 (重要な変更) に当たらない (番号法の一部改正)